

# 石綿の使用禁止（労働安全衛生法施行令、一部改正）

## 厚生労働省



石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっています。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうち、アモサイト及びクロシドライトについては、平成7年に使用等が禁止されました。その他の種類の石綿については、代替化が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底を図ってきました。

近年、これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、代替化が可能とされた製品について、労働安全衛生法施行令を改正することにより、その使用等を禁止することとしました。

また、措置として、石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないとしました。

- (1) 石綿セメント円筒
- (2) 押出成形セメント板
- (3) 住宅屋根用化粧スレート
- (4) 繊維強化セメント板
- (5) 窯業系サイディング
- (6) クラッチフェーシング
- (7) クラッチライニング
- (8) ブレーキパッド
- (9) ブレーキライニング
- (10) 接着剤

上記の内容は、平成16年10月1日から、施行されます。

資料： 2003年10月23日付 厚生労働省 ホームページ

機器分析箇所 加藤 美枝

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

